

2026年6月24日

株主各位

大阪市淀川区田川2丁目1番11号  
株式会社ダイヘン  
代表取締役社長 蓑毛 正一郎

譲渡制限付株式報酬制度の実施に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年6月24日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 2,200株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金18,670円
4. 給付金額の総額	金41,074,000円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年6月24日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役6名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金41,074,000円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金18,670円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 6名 2,200株 ※社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年7月10日

以上